

# 御代田町立地適正化計画

(素案)

令和5年3月

# 目 次

## 第 1 章 立地適正化計画の概要

1. 1	背景・目的	1
1. 2	位置付け	2
1. 3	計画期間	3
1. 4	計画区域	3
1. 5	策定事項	4

## 第 2 章 御代田町の現況と課題

2. 1	御代田町の概要	5
2. 2	御代田町の現状	12
2. 3	課題の整理	64

## 第 3 章 立地適正化の方針

3. 1	立地適正化における基本的な考え方	66
3. 2	立地適正化における都市の骨格構造	70

## 第 4 章 居住誘導区域

4. 1	居住誘導区域設定の考え方	71
4. 2	居住誘導区域の設定	71
4. 3	居住誘導区域外における届出制度	76

## 第5章 都市機能誘導区域

5.1	都市機能誘導区域設定の考え方	77
5.2	都市機能誘導区域の設定	77
5.3	誘導施設の考え方	81
5.4	誘導施設の設定	81
5.5	都市機能誘導区域外における届出制度	84

## 第6章 誘導施策

6.1	居住誘導施策	87
6.2	都市機能誘導施策	88
6.3	公共交通に関する施策	89

## 第7章 防災指針

7.1	防災指針の概要	90
7.2	災害リスクの分析	94
7.3	地区ごとの課題整理と取組方針	118
7.4	具体的な取組と目標値	120

## 第8章 計画の運用方針と目標値

8.1	計画の運用方針	122
8.2	目標値	123



# 第1章 立地適正化計画の概要

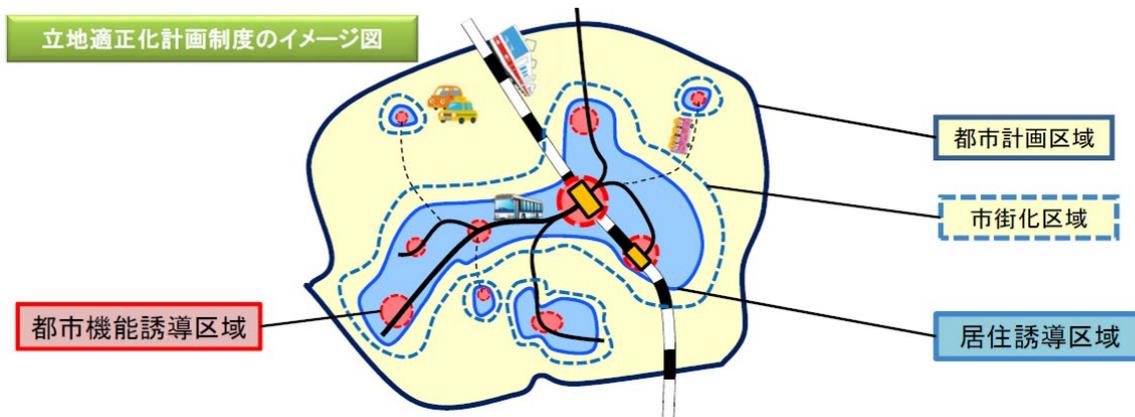
## 1.1 背景・目的

多くの地方都市では、人口増加に伴い郊外開発が進み市街地等が拡散することで、低密度な市街地が形成されてきました。その後、急激な人口減少と高齢化が進展し、今後もさらにその傾向が高まることが予測されていることから、拡散した市街地のままで人口が減少し居住の低密度化が進むと、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉、子育て支援、商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。さらに、近年の災害の水災害等の頻発・激震化を受けて、防災・減災を主流にした安全・安心の社会づくりが強く求められています。また、人口減少や少子高齢化という人口動態の変化に加え、社会資本の老朽化も進展しており、厳しい財政制約の下での対応も併せて求められています。このような状況下において、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうしたなかで、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要であることから、国では、都市再生特別措置法を改正し、行政と住民、民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、市町村が策定することができるもので、都市機能誘導エリア及び居住誘導エリアを設定し、医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能や居住機能の誘導によって、コンパクトシティ形成に向けた取組を推進することを目的とするものです。

当町においては、現在（令和4年（2022年）時点）では人口が増加傾向にあるものの、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の将来推計人口では今後は少子高齢化とともに、人口減少に転換していくと予測されていることから、『御代田町立地適正化計画』（以下、「本計画」という。）を策定し、将来の人口規模に見合った効率的な都市基盤の整備や機能の集積、一定の人口密度を維持するためのまちなか居住の促進、公共交通網の再編等を図ることで、持続可能なコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの実現を目指します。



出典：立地適正化計画作成の手引き 国土交通省（R4.4）

## 1.2 位置付け

本計画は、魅力のあるまちづくりに向けて、都市計画マスタープランを補完する方針を示すとともに、立地適正化計画や都市再生整備計画の立案その他今後のまちづくりの施策や事業展開の指針として位置づけられる「御代田町まちづくり基本計画」の一端を担う計画として位置付けられます。その他、長野県が定める「長野県都市計画ビジョン」をはじめ、当町で定める「第5次御代田町長期振興計画」等の上位関連計画に即して策定するものです。

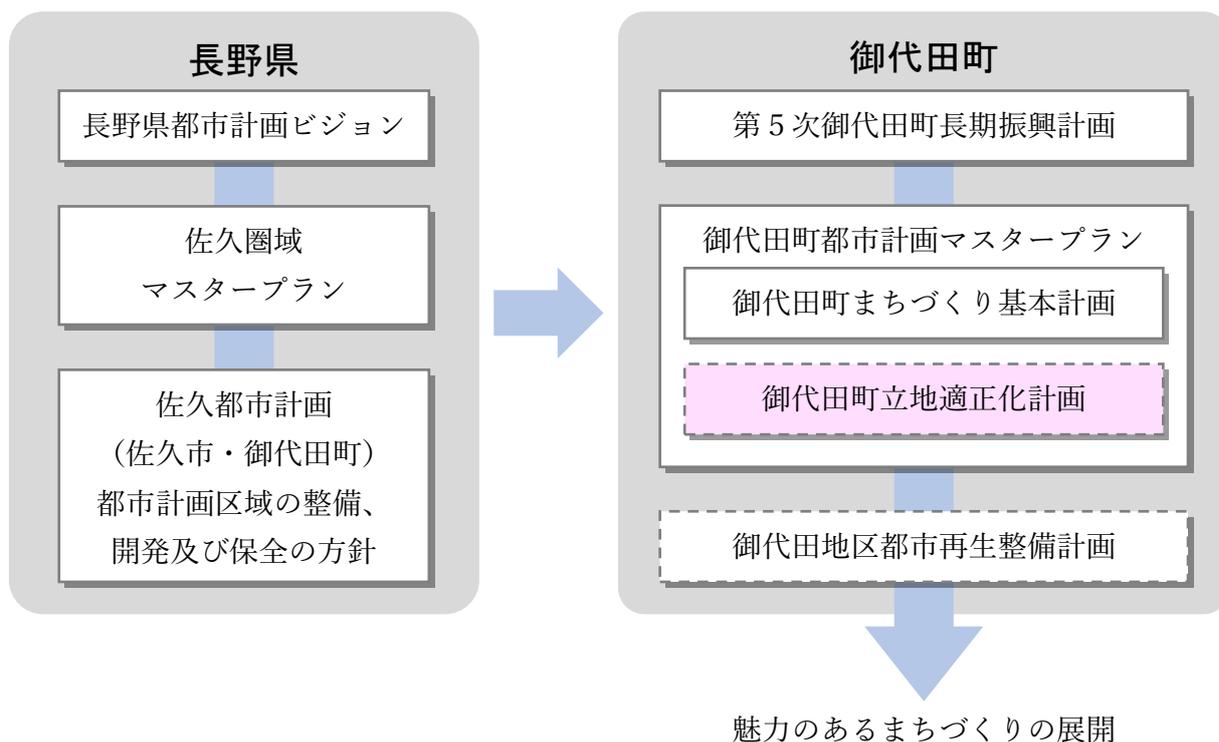


図 計画の位置づけ

### 1.3 計画期間

立地適正化計画は、中長期的な時間軸の中で居住や都市機能の誘導に取り組んでいく必要があることから、令和5年度（2023年度）から令和24年度（2042年度）の20年間を計画期間とします。また、概ね5年ごとに評価を行い、必要に応じて見直し等を行うものとします。



図 計画期間

### 1.4 計画区域

国土交通省による「都市計画運用指針」では、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることを基本としています。従って、本計画においては、佐久都市計画区域における本町の含まれる範囲を計画区域として定めます。

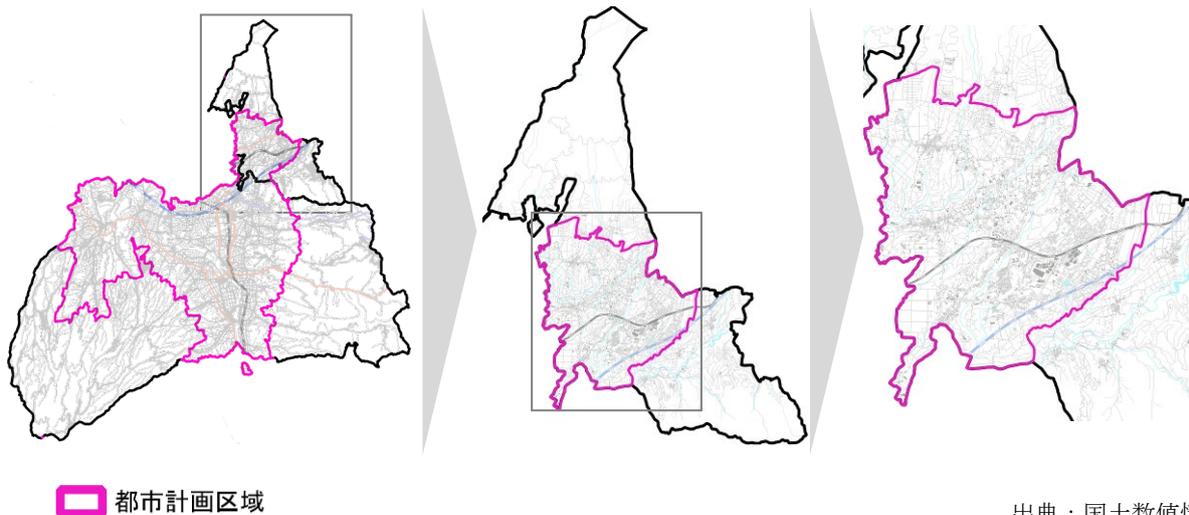


図 計画区域

## 1.5 策定事項

立地適正化計画において定める事項は、以下のとおりです。各事項の詳細については、第3章以降に記載します。

### (1) 基本的な方針

立地適正化に係る具体的な方針と目指すべき都市骨格構造を定めます。

### (2) 居住誘導区域

#### ○ 区域の設定

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

### (3) 都市機能誘導区域

#### ○ 区域の設定

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

#### ○ 誘導施設

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設です。

※居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

### (4) 誘導施策

居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる施策を定めます。

### (5) 防災指針

居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、これに基づく具体的な取組とあわせて定めます。